

事務事業名	住民健康診査事業						
事業開始年度	昭和26年度(平成20年度から現在の事業形態で実施)	担当部署	健康部 保健センター				
根拠法令	健康増進法19条の2 健康増進法施行規則第4条の2第4号						
実施方法	直営 委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:)						
	その他(健康診査担当医師は枚方市医師会に依頼。血液検査は民間検査機関へ委託)						
目的 (何のために)	青年期及び特定健康診査を受診できない市民への健康診査機会を確保することで、生活習慣病の早期発見、予防に努める。						
対象 (誰・何を対象に)	枚方市民であって、40歳以上で医療保険に加入していない者(生活保護受給者:約4,600人)、および15歳以上39歳以下の者(人口:約127,000人)で学校や職場等で健康診査を受ける機会のない者						
事業内容	周知方法: 広報ひらかた、ホームページ、保健センターだより等						
	受診方法: 対象者のうち、希望者は電話またはFAX、来所にて事前予約(同伴乳幼児の保育も予約可能) 40歳以上の生活保護受給者には保護課から健康診査案内を送付するが、事前予約は必要 健診内容: 問診、身体計測、診察、血圧測定、尿検査、血液検査(特定健康診査項目に加えて受診者全員に貧血、クレアチニン、尿酸、尿潜血検査を実施) 健診実施日: 通年(月2~3回)平日の午前 健診実施場所: 保健センター 健診費用: 無料 健診結果: 3週間後に郵送にて個別通知。要指導者を対象に、電話や訪問にて保健指導を実施。						
事業の必要性	市民(他法に基づく健診の対象とならない市民)の健康の保持増進のために必要である。 また、受診者の結果区分は次のとおりであり、疾病の早期発見・治療のきっかけとしても欠かせない。						
	平成21年度 年齢別総合判定区分		健康診査結果内訳 単位:人(%)				
		受診者数	受診率	異常なし	要注意	要治療	
	15歳~39歳	1672人	不明	629(37.6)	647(38.7)	396(23.7)	
	40歳以上	248人	5.4%	19(7.7)	53(21.4)	176(71.0)	
コスト	H20年度決算		H21年度決算		H22年度当初予算		
		従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費	従事職員数	概算人件費
	正職員	0.8人	6,688千円	0.8人	6,606千円	0.8人	6,426千円
	再任用職員						
	非常勤職員等	3.5人	2,567千円	3.5人	2,611千円	3.5人	2,922千円
	人件費計(A)		9,255千円		9,217千円		9,348千円
	直接経費(B)		2,533千円		2,146千円		5,283千円
	総事業費(A+B)		11,788千円		11,363千円		14,631千円
財源内訳	H20年度決算		H21年度決算		H22年度当初予算		
	国庫支出金						
	府支出金	909千円		680千円		1,414千円	
	受益者負担(使用料等)						
	その他			300千円			
	一般財源	10,879千円		10,383千円		13,217千円	
平成21年度事業費の主な内訳 (人件費除く)	内 容					金 額	
	報償金(健診医師・同伴児保育のための保育士)					895千円	
	委託料(血液検査、医療廃棄物処理)					540千円	
消耗品費、医薬材料費、手数料(クリーニング代)、保険料(賠償・傷害)、賠償金(医療事故)					711千円		

事務事業名	住民健康診査事業		
事業開始年度	昭和26年度(平成20年度から現在の事業形態で実施)	担当部署	健康部 保健センター

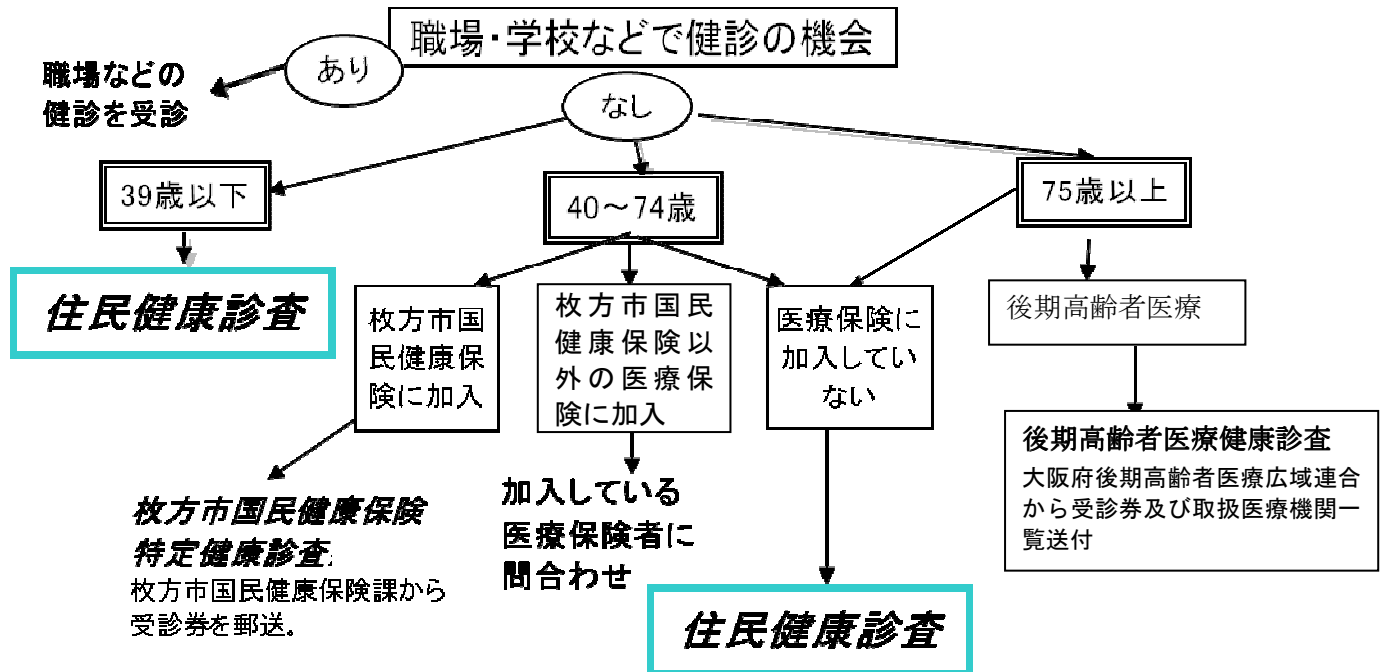
	活動指標もしくは成果指標	単位	H20年度	H21年度	H22年度(見込み)
活動実績	受診者数	人	1,853	1,920	2,200
単位当たりコスト (総事業費/活動指標)	総事業費 / 受診者数	円	6,362	5,919	6,651
成果目標 (目標とする成果)	<p>市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸等を目指す。指標として「70歳未満の死亡割合の減少」を用いる。70歳未満の死亡割合が低くなることで疾病対策・医療水準・保健事業の成果となる。2008年度値が最新で、本市は28.39である。</p> <p>目標達成のため、健康診査の周知に努め、受診者数の向上を図り、健康診査結果要指導者に対し、生活習慣病の予防のための保健指導を実施するなど、他の健康増進事業も合わせて実施していく。</p>				
事業の自己評価	<p>・健康診査の受診者数向上のため、乳幼児健康診査等各種保健事業を実施する際、周知に努めている。</p> <p>・健康診査時に保育を実施するなど受診しやすい環境整備に努めている。</p> <p>・健康診査時に健康教育を実施し、禁煙支援や腎臓病対策等の啓発活動に努めている。</p> <p>・健康診査結果によっては、保健師が家庭訪問や電話等による支援を行い、循環器疾患を中心とした疾病の重症化予防および、健康増進を図っている。</p> <p>しかし、妥当性・効率性の視点から、現行の運用方法について検討が必要と考える。</p>				
今後の事業の方向性	<p>疾病予防や健康増進を重視する健康文化を育成することは、市民の健康寿命延伸のために必要なことである。住民健康診査受診が疾病予防や健康増進に必要なことは周知の事実であるが、現時点では十分な受診率が確保されるとは言い難い。今後も、市民への周知や受診しやすい環境整備に努めながら、継続していくべき事業と考える。</p> <p>【参考】 40歳以上の生活保護受給者の受診率5.4%(平成21年度実績) 「枚方市国民健康保険特定健康診査等実施計画」における平成21年度健康診査実施率の目標値35%に対し、実績25.8%(平成22年7月末現在)</p>				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>同様の事業は各市実施しているが、直営、医師会(個別医療機関)委託、健康診査業者委託など様々な形態である。</p> <p>平成20年度大阪府下33市の実施状況は次のとおりである。</p> <p>個別方式: 17市 集団方式: 9市 集団・個別併用方式: 7市</p>				
特記事項	<p>・市民対象アンケート(平成22年3月実施:住民健康診査を受診しアンケートに回答した市民134人の分析)によると、満足66%、比較的満足22%、普通10%、やや不満2%、不満0%であり、受診者の満足度は高い。</p> <p>・現在の体制による受診者数の上限は年間約3,000人であり、受診者数が増加すると対応が困難となることが予想される。</p> <p>・医療機関委託による個別方式では受診者の増加に対応することが可能であるが、経費増大も予想される。</p> <p>・健康診査による健康寿命の延伸効果に即効性はないが、長期的には医療費の削減や健康寿命の延伸につながるとのエビデンスが示されている。短期的には受診者数の増加によって健康診査経費が増大すると共に、健康診査後の医療機関受診のために医療費の増加も見込まれる。</p>				

住民健康診査「補助資料」

1. 住民健康診査の目的

住民の健康増進並びに疾病の予防、早期発見及び早期治療を促進するため、健康診査を行い、もって公衆衛生の向上を図る。

2. 健康診査の対象



3. 住民健康診査の流れ

(正：正職員・非：非常勤・委：委託)

	項目	従事スタッフ (人)
事前	予約システム準備	正看護師 1
	健診予約	非事務 2
健康診査当日	①健診説明・受付 (保育含む)	非事務 4・保育士 2(報奨金)
	②問診	非看護師 2
	③血圧測定	非看護師 1~2
	④検尿	非看護師 1
	⑥採血	正看護師 1・非看護師 2
	⑤健康教育	非保健師 1
	⑥腹囲測定・身体計測	非看護師 1・非事務 1
	⑦診察	委医師 2・非看護師 2
	⑧心電図検査 (医師の指示)	(非看護師 2)
	健康診査当日スタッフ合計	委医師 2、保育士 2 (報奨金) 正看護師 1、非看護師 10、 非保健師 1、非事務 5
事後	健診データ登録	正保健師 6
	判読	正医師 1
	結果発送準備	正保健師 4



※スタッフは半日単位で従事

4. 住民健康診査（基本健康診査含む）の変遷

年度	健康診査の変遷
昭和26年	結核予防法施行に基づき、住民検診を集団健診で実施。
昭和32年 ～57年	市内巡回方式で結核検診を実施。 結核検診時に血圧測定、血液検査、尿検査、貧血検査等を順次追加して年 10 日間実施。
昭和58年	老人保健法施行により 40 歳以上の市民対象に「基本健康診査」を実施。 (集団市内 18 会場及び個別 125 医療機関にて) 15 歳以上 39 歳以下で職域・学校等で受診機会のない人を対象とした健康診査を「住民検診」として基本健康診査(集団)時に同時実施。
昭和59年 ～平成19年	住民検診に胸部レントゲン、心電図を順次追加して実施。(17 年度には胸部レントゲン廃止) 昭和 62 年 10 月保健センター開所 により集団(基本健診・住民検診)は毎週火・木曜日 100 人定員で実施。 基本健康診査等の血液検査項目を順次追加して実施。
平成 20 年	医療制度改革に伴い「基本健康診査」は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく「特定健康診査」に移行。 40 歳以上 74 歳以下の被保険者及び被扶養者に対する生活習慣病予防に着目した特定健康診査及び特定保健指導は医療保険者が実施主体となった。 保健センターにおいて、15 歳から 39 歳で、職域・学校等で受診機会のない人と無保険者及び生活保護受給者を対象に、健康増進法に基づく「住民健康診査」として集団健康診査を実施(項目は特定健康診査と同じ)。
平成21年	枚方市国民健康保険特定健康診査項目に合わせて健診項目を追加して実施。

5. 住民健康診査受診者の推移

	平成 20 年度	平成 21 年度
実施回数	年 25 回	年 27 回
受診者数	15 歳以上 39 歳以下 1,514 人 40 歳以上 302 人 合計 1,853 人	15 歳以上 39 歳以下 1,672 人 40 歳以上 248 人 合計 1,920 人

6. 他市の状況（平成 20 年度実績）

		対象者) (歳)	検診料金	実施方法	実施形態	受診者数 (人)
	枚方市	15～	無料	集団	一部委託	1853
近隣市 北河内	交野市	16～	1,000 円	集団	委託	147
	寝屋川市	15～	700 円	集団	委託	817
	守口市	15～	無料	集団	一部委託	1787
	門真市	15～	700 円	集団	委託	824
	四条畷市	15～	700 円	集団	委託	179
	大東市	15～	700 円	集団(39 歳以下) 個別(40 歳以上)	委託	414
府下 類似団体	高槻市	30～	無料	個別	委託	1045
	豊中市	30～	無料	集団・個別	委託	3279
	吹田市	30～	無料	個別	委託	5983
	茨木市	16～	500 円	集団	委託	594

※検診内容については、各市とも特定健康診査とほぼ同様の項目である。